

令和7年9月1日 発行
(令和7年9月5日 修正版)

《 目 次 》

令和8年度特定教育・保育施設入所要領

1	教育・保育施設の種類（町内施設一覧）・・・・・・・・	P 1～2
2	保育の必要性の認定について・・・・・・・・	P 3～4
3	保育の認定期間・・・・・・・・	P 5
4	利用可能な教育・保育時間・・・・・・・・	P 5～6
5	申請手続きに必要な書類等・・・・・・・・	P 7～8
6	利用申請手続きの流れ(2・3号認定の場合)・・・	P 9～10
	(1号認定の場合)・・・	P 11
7	入所の決定について・・・・・・・・	P 12
8	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	P 13～14
9	副食費について（3～5歳児）・・・・・・・・	P 15
10	一時保育・休日保育について・・・・・・・・	P 16
11	町外の保育施設を申請する保護者の方へ・・・・・・・・	P 17
12	災害時等における臨時休園の判断基準について・・	P 18～19
13	保育施設Q&A・・・・・・・・	P 20

1. 教育・保育施設の種類

教育・保育施設とは、「保育所」「認定こども園」「幼稚園」「地域型保育（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業内保育事業、居宅訪問型保育事業）」になります。

※令和元年10月の無償化の開始に伴い、私学助成の幼稚園においても施設利用の際には町での「施設等利用給付認定」が必要になりました。

○幼稚園

対象：3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。

○認定こども園

対象：0～5歳

幼稚園と保育所の機能や長所をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

○保育所

対象：0～5歳

共働きなどで、家庭で保育できない保護者に代わって保育をします。

○地域型保育

対象：0～2歳

保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育します。

《町内保育施設等一覧》

保 育 施 設 名	場 所	対 象 児※ ₁ ※ ₂	定員
①上三川保育園	大字上三川2863番地2 TEL 38-8760/FAX 38-8761	0歳児から就学前まで	90
②認定こども園 上三川幼稚園	大字上三川3209番地 TEL 56-2171/FAX 56-2232	0歳児から就学前まで	90 (2・3号枠)
③あけぼし保育園	大字上三川4940番地 TEL 56-7973/FAX 56-7986	0歳児から就学前まで	90
④夢沼保育園	大字東夢沼632番地2 TEL 56-2210/FAX 57-1713	0歳児から就学前まで	90
⑤ふざかし おひさま保育園	大字西汗1698番地11 TEL 55-0028/FAX 56-0707	0歳児から就学前まで	80
⑥ゆいのわ保育園	大字西汗1506番地1 TEL 38-7255/FAX 39-8588	0歳児から就学前まで	30
⑦大山保育園	大字大山558番地11 TEL 39-8733/FAX 39-8734	0歳児から就学前まで	120
⑧認定こども園 しらさぎ幼稚園	大字上三川5095番地 TEL 56-2098/FAX 56-3498	満11ヶ月(※ ₄) から就学前まで	90 ※ ₄ (2・3号枠)
⑨しらさぎセントラル 保育園	大字上三川5003番地2 TEL 38-8040/FAX 56-3498	満11ヶ月(※ ₄) から2歳児まで	19 ※ ₄
⑩トータスキッズ (事業所内保育所)	大字下神主249番地1 TEL 51-1133/FAX 52-1022	満1歳児から2歳児まで	5 ※ ₃
⑪ふじやま園 (事業所内保育所)	大字上三川3950番地4 TEL 39-8267/FAX 55-0965	満3ヶ月から2歳児まで	12 ※ ₃
⑫認定こども園 やしお幼稚園	大字上蒲生2111番地1 TEL 56-7222/FAX 56-0360	満11ヶ月から就学前まで	120 (2・3号枠)

※₁ 対象児の年齢は、その年度の4月1日の年齢です。

※₂ 0歳児は、入所希望月の1日時点で生後57日目を迎えていなければなりません。

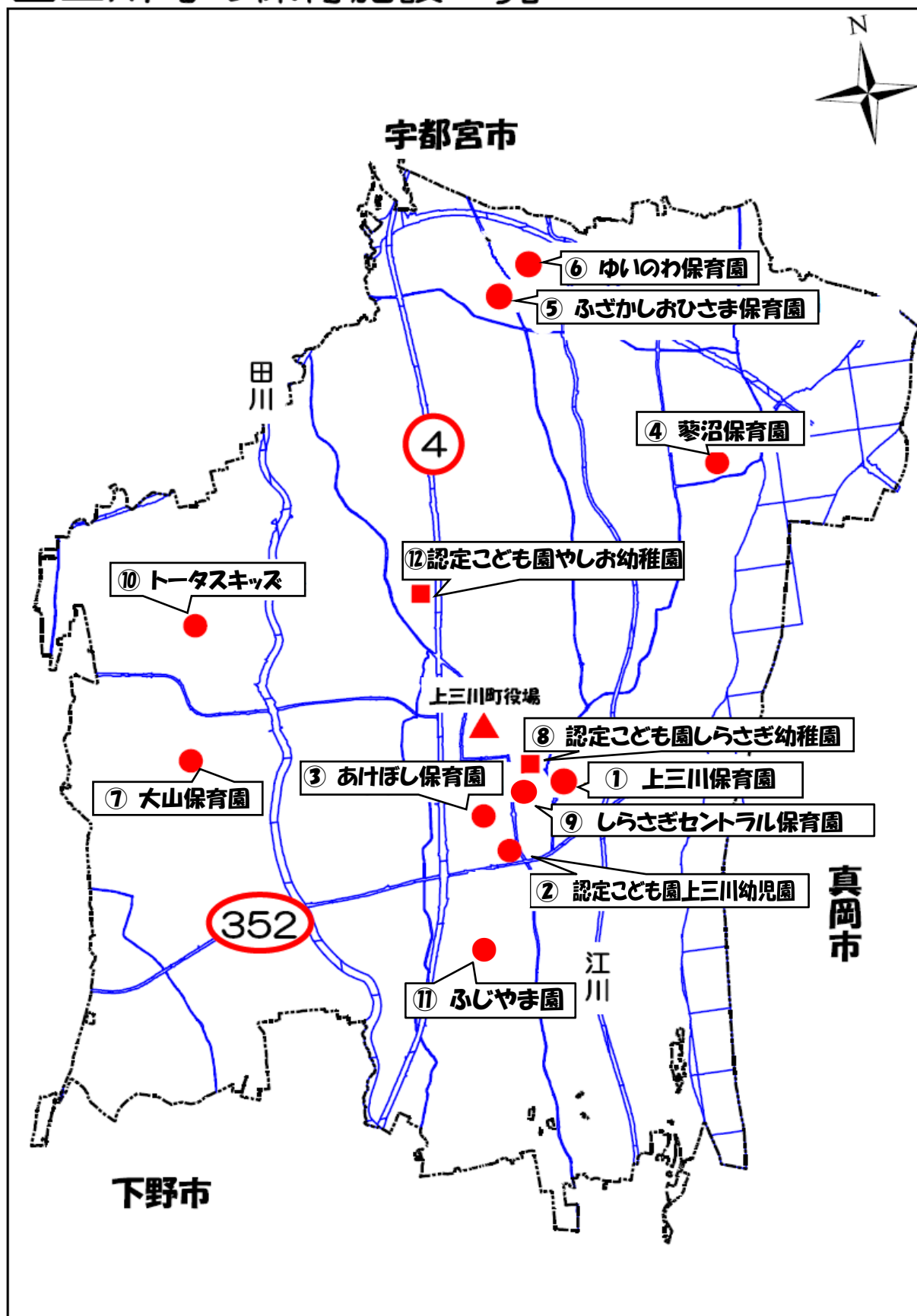
※₃ トータスキッズ、ふじやま園の定員は、地域枠・従業員枠の合計数となります。

※₄ しらさぎ幼稚園、しらさぎセントラル保育園はミルクの提供がありません。入所時点で離乳食がおむね完了している必要があります。

※トータスキッズ、ふじやま園、しらさぎセントラル保育園を卒園後、別の保育施設に入所希望の場合は、改めて申請が必要です。

上三川町の保育施設等一覧（位置図）

上三川町の保育施設一覧

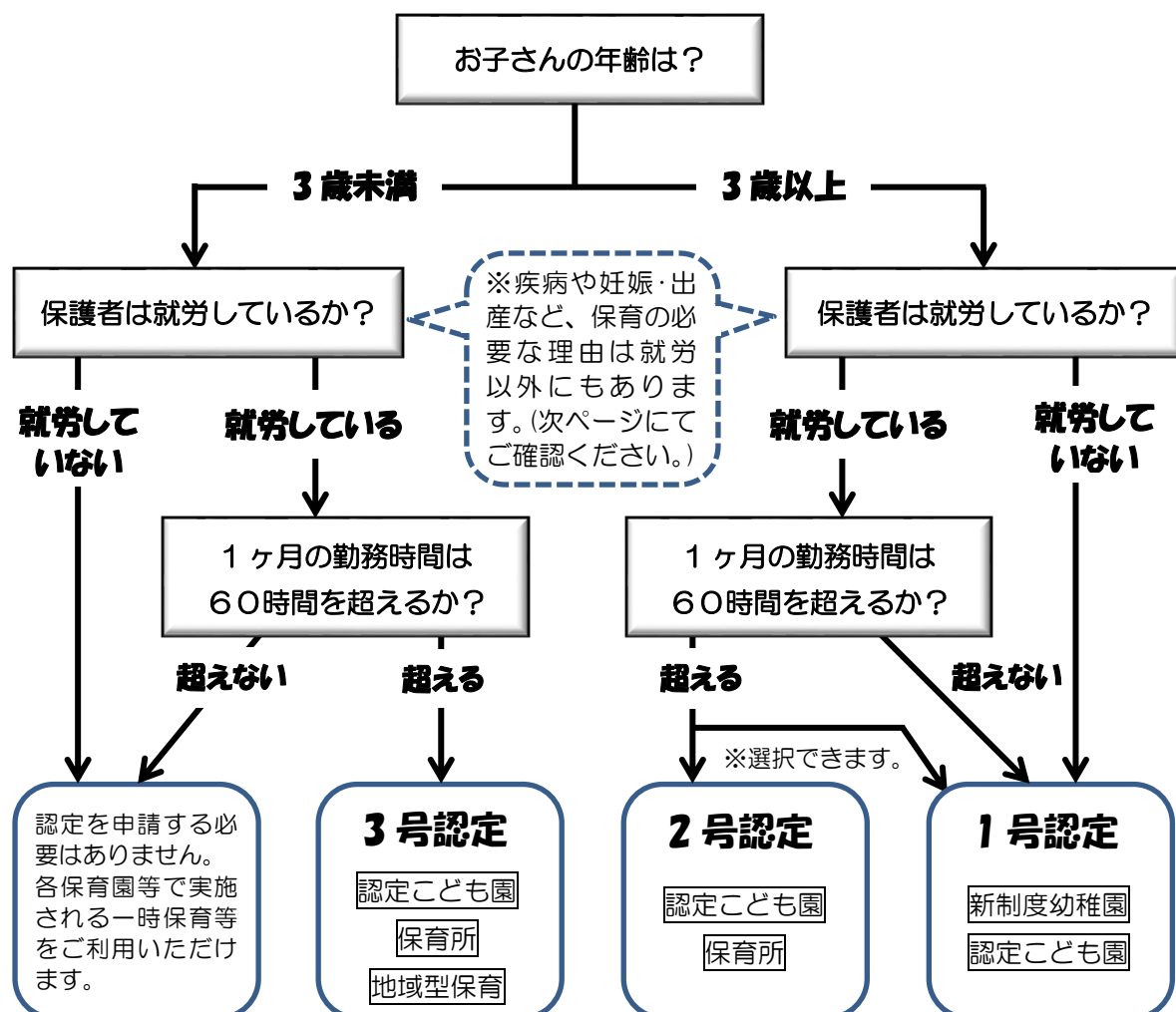


2. 保育の必要性の認定について

保育施設での保育を利用希望する場合は、**保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)**が必要となります。

下記の3つの区分の認定に応じて、施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）の利用先が決まります。

認定区分	年齢・保育の必要性	利用先
1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定	お子さんが 満3歳以上 で 教育を希望 される場合（保育の必要がない場合） *保護者の方の就労の状況は関係しません。	幼稚園 認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが 満3歳以上 で、保育所等での保育を希望される場合 （P4「保育を必要とする事由」に該当）	保育所 認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが 満3歳未満 で、保育所等での保育を希望される場合 （P4「保育を必要とする事由」に該当）	保育所 認定こども園 地域型保育施設



▼なお、2・3号認定(保育認定)を受ける場合には、お子さんの父母及び同じご住所にお住まいの65歳未満の祖父母全員が以下のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

(1)就労のため

フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含みます。

※育休明けに申込む場合、育児休暇が明ける前の月から入所申込が可能です。

(例：5月10日復職の場合→4月入所から申込可能)。

育休を切り上げる予定で申込することも可能ですが、その場合は①別途申立書が必要となり、②入所決定後には就労証明書の再提出が条件となります。

また、一度申込をしたが入所出来ず、育休延長中に入所が決定した場合は、入所の翌月末までに復職していただく必要がありますので、再度就労証明書の提出をお願いいたします。

※上記の労働とは、**1ヶ月あたり60時間以上**です。

(2)妊娠・出産等のため

妊娠中または出産後間もない(ただし、産休期間のみ)など。

産前6週の期間内で最初に到来する月初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで
多胎児の場合は、産前14週の期間内で最初に到来する月初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで

※上記期間終了後、別の保育事由で園を継続利用したい場合、出生されたお子さんを家庭で保育されている状況では利用できません。

(3)保護者の疾病、障がいのため

(4)長期療養等をしている親族を常時介護・看護するため

(5)震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため

(6)求職活動を継続的に行っているため

(7)就学のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)

(8)虐待が行われている又は再び行われるおそれがあると認められるため DVにより保育を行うことが困難であると認められるため

(9)育児休業取得中に、既に保育施設を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であるため

※利用期間は最長で育児休業に係るお子さんの1歳の誕生日後、最初の3月31日までです。

(10)その他、上記に類する状態として町が認める場合

※ 町では、申請いただいた「教育・保育給付認定申請書」を審査し、認定区分を記載した「子どものための教育・保育給付に関する支給認定証」を交付します。

3. 保育の認定期間

2・3号認定(保育認定)の場合、保育を必要とする事由によって保育施設に在籍できる期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育施設に在籍できる期間（認定期間）	
就労のため	2号認定 (3歳以上～)	保護者が就労している間 (最長で就学前の3月末まで)
	3号認定 (～3歳未満)	保護者が就労している間 (最長で満3歳に達する日の前日までの期間 ※)
妊娠・出産のため	産前6週経過後最初に到来する月の初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで 多胎児の場合は、産前14週の期間内で最初に到来する月の初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで	
疾病・障がいのため	完治等により、事由が解消するまで	
同居親族等の介護のため	介護・看護の必要がなくなるまで	
災害復旧のため	災害復旧が終了するまで	
求職活動をしているため	認定日(入所日)から90日目を迎える月の末日まで	
就学しているため	保護者が卒業する月の末日まで	

※3号認定の児童が、2号認定に変わる際に手続きは不要となります。3歳の誕生日前月までに2号認定の支給認定証を交付いたします。(※年度の途中で3号から2号に変わっても保育料の無償化の対象にはなりません。)

※保育が必要な事由の確認のため「家庭状況調査」により就労・疾病等の状況を確認させていただきます。

4. 利用可能な教育・保育時間

2・3号認定(保育認定)で就労等を理由とする利用の場合、「保育の必要性」に応じ、施設の利用可能な保育時間が下記のとおり区分されます。※₁

1号	教育標準時間	4時間程度
2号・3号	保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間） ＊月に120時間以上就労等の場合
	保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間） ＊月に60時間以上120時間未満就労等の場合 ※ ₂

※₁利用可能な時間は、各保育施設の開所している時間の範囲内になります。(次ページ参照)

※₂通勤等でやむを得ない場合はこの限りではありませんが、別途申立書が必要となります。

《町内保育施設の保育時間》

保育施設名	保育標準時間（11 時間）	保育短時間（8 時間）
上三川保育園	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分	午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分
認定こども園 上三川幼児園	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分	午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分
	教育標準時間（*1 号認定の場合）午前 8 時 30 分～午後 1 時 30 分	
あけぼし保育園	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
夢沼保育園	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
ふざかしおひさま保育園	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分
ゆいのわ保育園	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分	午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分
大山保育園	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
トータスキッズ （事業所内保育所）	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分
ふじやま園 （事業所内保育所）	午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
認定こども園 しらさぎ幼稚園	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
	教育標準時間（*1 号認定の場合）午前 9 時 00 分～午後 2 時 00 分	
しらさぎセントラル保育園 （小規模保育所）	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
認定こども園 やしお幼稚園	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分	午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分
	教育標準時間（*1 号認定の場合）午前 9 時 00 分～午後 2 時 00 分	

※ 保育短時間利用の方が各保育施設規定の8時間を超えて利用される場合も延長保育となります。
詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

《町内保育施設の延長保育時間》

保育施設名	延長保育時間
上三川保育園	午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分
認定こども園上三川幼児園	午後 6 時 00 分～午後 7 時 20 分
あけぼし保育園	午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分
夢沼保育園	午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分
ふざかしおひさま保育園	午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
ゆいのわ保育園	午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分
大山保育園	午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分
認定こども園やしお幼稚園	午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分

※ 延長保育の申込や料金については、各保育施設にお問い合わせください。

※ 土曜日のご利用については、直接保育施設にお問い合わせください。

※ 認定こども園しらさぎ幼稚園、トータスキッズ、ふじやま園、しらさぎセントラル保育園では、
保育短時間の場合には、保育標準時間内の延長保育を実施しています。

※ 1 号認定の利用時間（教育標準時間）以外は、**預かり保育**となります。

【認定こども園しらさぎ幼稚園預かり保育 午前 7 時 30 分～9 時 00 分、午後 2 時 00 分～午後 6 時 30 分】

【認定こども園上三川幼児園預かり保育 午前 7 時 00 分～8 時 30 分、午後 1 時 30 分～午後 7 時 20 分】

【認定こども園やしお幼稚園預かり保育 午前 7 時 00 分～9 時 00 分、午後 2 時 00 分～午後 7 時 30 分】

5. 申請手続に必要な書類等

申請には、次の書類が必要です。すべての書類をそろえてから、申請してください。
(※不備がある場合には、受付できませんのでご注意ください。)

必 要 書 類 等	1号 認定	2・3号 認定
①教育・保育給付認定申請書（新規・変更）兼施設利用申込書 ※保護者氏名欄には来庁される保護者の氏名をご記入ください。 ※1号認定の方は申込書裏面に、入園内定について園に記載してもらいます。	☐	☐
②家庭状況等調査票 ※1号認定と2・3号認定で様式が異なります。	☐	☐
③保育施設利用に関する確認票（同意書）		☐
④口座振替依頼書 ※（0～2歳児）のみ ▼取扱金融機関は次のとおりです。 足利銀行 栃木銀行 足利小山信用金庫 宇都宮農業協同組合 ゆうちょ銀行 ※日付は空欄にしておいただき、住所は「河内郡」からご記入ください。記入内容を訂正する際は、二重線を引き、その上に届出印を押印してください。 ※複写式の書類です。押印・訂正を行う際には、複写部も同じ内容になるようご確認ください。		☐ ※3号のみ
⑤母子手帳		☐
⑥マイナンバー（個人番号）確認書類 （※ <u>番号確認書類</u> と <u>身元確認書類</u> の2つ必要です。） <u>番号確認書類</u> ※<u>同地番の家族全員のもの</u>（いずれか一つ） ⇒マイナンバーカード（個人番号カード）、個人番号が記載された住民票の写し <u>身元確認書類</u> ※<u>来庁される保護者のもの</u>（一つ、顔写真なしのものは二つ） ⇒【顔写真あり】…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート 等 【顔写真なし】…健康保険証、国民年金手帳、学生証 等	☐	☐
⑦保育が必要な状況を証明する書類 ▼1号認定の方は提出不要ですが、預かり保育も無償化の対象にしたい場合は提出が必要となります。 ※お子さんの父母及び同居の65歳未満の祖父母のものがが必要です。（同地番で別世帯の場合含む） ※婚姻していない同居のパートナーがいる場合、パートナーのものも必要です。		
◎月60時間以上 就労 する場合 就労証明書 ※1ヶ月あたりの合計勤務時間の記載がないものはお預かりできません。 ※証明を受けた日から6か月以内のものを提出してください。		☐
◎母親が 出産の前後 である場合 母子手帳の写し （ ① 出産者（母親）氏名 と ② 出産予定日 が確認できるところ）		☐
◎継続的に 求職活動 を行っている場合 ・求職活動申立書 ・求職活動を証明する公的な書類（ハローワーク受付票の写し等） } ※全て		☐

◎保護者が疾病にかかっている、または精神・身体に障がいを負っている場合（同居の祖父母が該当する場合も含む） （次の（ア）～（ウ）のうち一つ） （ア）主治医の意見書（上三川町の様式） （イ）障がい者手帳、療育手帳等の写し （氏名と障がいの程度が確認できるところ） （ウ）入院計画書 ※保護者が入院（予定）の場合 （※入院（予定）の場合、入院（予定）日の前月からの申し込みが可能です。）			☐
◎親族を常時介護・看護している場合 介護・看護申立書 及び 添付書類（次のA）～C）のうち一つ） A) 主治医の意見書（上三川町の様式） B) 障がい者手帳、療育手帳等の写し （氏名と障がい程度が確認できるところ） C) 「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」の写し （認定結果が要介護1～5の場合）			☐
◎震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている場合 罹災証明等			☐
◎学校や職業訓練校に在学中の場合 ※趣味や通信教育を除く ・学生証 又は 在学証明書 の写し ・受講の証明ができるもの（カリキュラム、時間割等） ・就学・技能習得申立書 ※休学期間の記載がある休学証明書（休学期間がある場合、上記に加えて必要です）	※全て		☐

▼その他、該当する場合のみ必要となる書類があります。▼

対 象 者 の 状 況	必 要 書 類	1 号	2・3 号
1 号（教育標準時間）認定だが、保育の必要性がある家庭であり、預かり保育分も無償化の対象にしたい場合	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 （法第30条の4第2号・第3号） ※P7～「⑦保育が必要な状況を証明する書類」の添付が必要です	☐	
申込みをするお子さんが、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者から数えて第2子以降である場合	第2子以降利用者負担額減免申請書 0～2歳は 保育料免除 3～5歳は 副食費補助 となります。 ※副食費が月額4,900円を超える園の場合、差額は実費 ※副食費は第3子以降のお子さんのみが対象です		☐
保育を必要とするお子さん・同居の家族が疾病にかかっている、または精神・身体に障がいを負っている場合	障がい者手帳、療育手帳等の写し *氏名・障がいの程度が確認できるところ 主治医の意見書もしくは診断書 （※お子さんが該当の場合） *集団保育が可能である旨記載	☐	☐
生計中心者の失業等により就労の必要性が高い場合（自主退職は除く）	雇用保険受給資格者証 （※ハローワークでの手続きが必要です。）		☐
保護者が単身赴任等で町外に別居している場合（住民票を移している場合は除く）	別居していることがわかるもの （例：会社の辞令、対象者名義の公共料金明細書など）		☐

※マイナンバー制度における情報連携の本格運用に伴い、市町村民税所得割課税額が確認できない方（他市町村から転入された方や単身赴任中の方など）について、教育・保育給付認定申請書（新規・変更）兼施設利用申込書にマイナンバーを記載していただいた場合、上三川町が他市町村に直接照会を行うことで市町村民税所得割課税額の確認が可能となるため、課税資料の提出が不要となります。（照会ができない場合は後日提出いただく場合があります。）

6. 利用申請手続きの流れ

◎2・3号認定(保育認定)を申請される方

◆保育認定・施設利用の申込み

受付場所 役場子ども家庭課 子育て係

受付期間

●令和8年4月入所●

【1次受付】 令和7年10月1日(水)～11月28日(金)

午前9時00分～午後4時30分

※平日の正午～午後1時の時間帯と、土日祝を除きます。

【2次受付】 ※上記期間に申込みできなかった方のみ

令和8年1月26日(月)～2月16日(月)

※2次受付は、1次受付分の選考で残った受入れ枠のみの選考となります。

また、**2次受付で申込みできるのは1次受付の際に申込みをしていない方のみ**となります。

1次受付にお申込みいただいた方は、1次受付分の選考で保留になってしまったとしても選考の対象外となりますのでご注意ください。

●5月以降入所(例月)●…入所希望月の前々月の10日～入所希望月の前々月末日

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
令和8年5月	3/10(火)～3/31(火)	令和8年11月	9/10(木)～9/30(水)
令和8年6月	4/10(金)～4/30(木)	令和8年12月	10/13(火)～10/30(金)
令和8年7月	5/11(月)～5/29(金)	令和9年1月	11/10(火)～11/30(月)
令和8年8月	6/10(水)～6/30(火)	令和9年2月	12/10(木)～12/28(月)
令和8年9月	7/10(金)～7/31(金)	令和9年3月	1/12(火)～1/29(金)
令和8年10月	8/10(月)～8/31(月)		

●申込の際に注意していただきたいこと●

○書類に不足・不備があると申請を受け付けることができません。

期間に余裕をもってお申込みください。

○希望施設に受入れ余裕がない場合など、利用申込みをされてもご希望にそえないことがあります。(毎月20日頃に受け入れ可能枠を町HPに掲載しています)

○申込書に記載していただいた希望施設のみが選考対象となります。
希望園を多く記入していただいた方が入所できる可能性が高まります。

◆保育認定・施設利用の可否

保育認定と保育施設利用の可否を決定します。締切日までに申込みされた方について、保育の必要性の度合を点数化し、入所選考会議において、必要性の高いお子さんから利用を承諾することとなります。

1号認定を申請される方は、P11をご確認ください。



◆結果通知

利用可否の通知をご自宅あてに郵送します。また、支給認定証（保育認定）を併せて郵送します。

《 郵送時期 》※数日前後する場合がありますのでご了承ください

○4月入所 … 1 月中～下旬頃（2次受付分：3月上～中旬頃）

○5月以降入所 … 希望月の前月 10 日頃

◆入所保留

※入所をお待ちいただく場合

「施設利用保留通知書」を郵送します（入所申込月のみ）。

その後は年度末まで毎月選考対象となり、入所決定になった場合のみ、結果を郵送します。

※毎月の申請は不要です。

◆入所決定

「施設利用承諾通知書」を郵送します。

◆説明会（オリエンテーション）

施設の利用が決定したら、各施設で説明会（オリエンテーション）があります。施設から連絡がありますので、お待ちください。

施設利用開始 * 毎月 1 日が利用開始日となります。

★ならし保育★

お子さんが保育施設での新しい環境に慣れるまで、保育時間を徐々に長くしていくことを「ならし保育」といいます。「ならし保育」は利用開始日（毎月 1 日）から始まります。期間はお子さまの状況により異なります。

「ならし保育」の期間中は、**お迎えの時間が早くなります**ので、ご注意ください。

※利用開始日より前に「ならし保育」をすることはできません。

※利用開始後の手続きについて※

施設の利用開始後、以下のような場合には手続きが必要となりますので、子ども家庭課子育て係まで速やかにご連絡ください。

○保育施設を退所する ⇒ **退所する月の 15 日までに**園に連絡・役場にて手続き

○保育時間（保育標準・短時間）を変更する ⇒ **前月 15 日までに**役場にて手続き

○家庭の状況が変わった ⇒ **事由が発生したらすぐに**役場へ連絡

（要保護世帯（P14 参照）該当・転出・転居・離婚・死亡・転職等）

◎ 1 号認定(教育標準時間認定)を申請される方

◇園から入園内定をもらう

- ① 施設利用のお申込みについて、まず一度、利用希望される園に直接ご相談ください。
- ② 園から入園の内定が出ましたら、「教育・保育給付認定申請書（新規・変更）兼施設利用申込書」の裏面「*施設記載欄」に、園から入園内定の証明を受けてください。
- ③ その他ご自身で必要事項の記載・必要書類の用意をしていただき、町へ施設利用のためのお申込み（認定の申請）をしていただきます。

★1号認定申請で、保育施設入所基準と同等の保育の必要性がある家庭の場合、希望される方は預かり保育の利用料についても無償化の対象にすることが出来ます。（※満3歳児は非課税世帯のみ）

⇒その場合、教育・保育給付認定申請とは別に、

- ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号・第3号）」
- ・P7～8記載の「**⑦保育が必要な状況を証明する書類**」

のご提出が必要となります。

◆教育標準時間認定の申請

受付場所 上三川町役場子ども家庭課または園
(申請書等の提出先については役場または園にてご確認ください。)

受付期間 園にてご確認ください。※土日祝は除きます。

申込みの際にはP7～「**5.申請手続に必要な書類等**」にて説明する提出書類が必要となります。必要書類につきましては、子ども家庭課にて配布いたします。また、園で配布されている場合もありますので、ご確認ください。

ご確認ください

- ☐ **教育・保育給付認定申請書(新規・変更)兼施設利用申込書の裏面に、園からの入園内定の記載はありますか？**

◆認定証の送付

説明会（オリエンテーション）については、各園にて行います。
施設から連絡がありますので、お待ちください。

施設利用開始

7. 入所の決定について

2・3号認定の方の保育施設の入所決定については、皆さんの家庭事情を確認させていただいたうえで、“保育が必要な状況”を総合的に判断し、入所できるかどうかを決定します。

各保育施設の定員や受入れ体制により、希望の保育施設に入所することができない場合があります。

※なお、下記の【国で規定されている優先基準】に該当する場合には、優先されますが、必ず入所できるわけではありません。（優先される基準に該当する方からの申込み数が、保育施設の空き状況よりも多い場合など）

【国で規定されている優先基準】

- (1) ひとり親家庭の場合
- (2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）の場合
- (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
 - ・里親委託が行われている場合を含む
- (5) お子さんが障がいをもつ場合
- (6) 育児休業明けの場合
 - ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
 - ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合
- (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8) 小規模保育事業などの卒園児童の場合

※選考基準の中に申込み順は含まれません。（先着順ではありません。）

8. 利用者負担額(保育料)について

- ・利用者負担額は①お子さんの年齢、②扶養義務者の③課税額（合算額）をもとに④算定します。

① お子さんの年齢 ※基準は年度当初（4月1日時点）	3～5歳児（1・2号）…無料 0～2歳児（3号）…P 1 4 《利用者負担額 基準額表》のとおり ※2歳児で、年度の途中で年齢区分が上がった（2号になった）場合でも、その年度末までは利用者負担額を納付していただきます。
② 扶養義務者	原則、父親及び母親が利用者負担額算定上の扶養義務者となります。ただし、父親・母親がともに非課税であって、同居の祖父・祖母がいる場合には、祖父・祖母のうち町民税所得割額が高い方が扶養義務者となることがあります。 ※父母が離婚している場合でも、お子さんと同居している方は、利用者負担額算定上の扶養義務者となります。
③ 課税額	施設を利用する月に応じて、前年度町民税所得割合算額または当年度町民税所得割合算額（ただし、住宅借入金特別控除・寄付金税額控除等を除く）で決定します。

④算定



	利用月	町民税該当年度
利用月と町民税該当年度	令和8年4月～令和8年8月	前年度の町民税所得割合算額 (例) 令和8年4月分利用者負担額 → 令和7年度町民税所得割合算額
	令和8年9月～令和9年3月	当年度の町民税所得割合算額 (例) 令和8年9月分利用者負担額 → 令和8年度町民税所得割合算額

- ※ 利用者負担額算定にあたって、町民税の課税状況を子ども家庭課で調査させていただきます。
- ※ 所得申告（収入なしも含む）されていない方は、役場税務課にて申告手続きが必要です。
- ※ 町民税(住民税)は、その年の1月1日時点で住民登録していた市区町村で課税されます。
- ※ 所得の申告、課税証明書の提出が期日までにない場合は、最高額にて利用者負担額を徴収いたします。

◆保育施設利用者負担額の納付期限は、毎月月末(12月は28日、月末が休日の場合は前日)となっています。口座振替は、納付期限日となっています。

※認定こども園しらさぎ幼稚園・認定こども園上三川幼稚園・トータスキッズ・ふじやま園・しらさぎセントラル保育園・認定こども園やしお幼稚園の利用者負担額は、園での徴収となります。

《 利用者負担額 基準額表 》

3 号 認 定（0～2歳児） 保 育 料

※令和元（2019）年 10 月より適用

階層区分		徴収金額（月額） （単位：円）	
階層	定義	3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0
第 3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	14,000	13,000
第 4	市町村民税所得割合算額 48,600円以上57,700円未満	22,000	21,000
第 5	市町村民税所得割合算額 57,700円以上77,101円未満	22,000	21,000
第 6	市町村民税所得割合算額 77,101円以上97,000円未満	22,000	21,000
第 7	市町村民税所得割合算額 97,000円以上169,000円未満	32,000	31,000
第 8	市町村民税所得割合算額 169,000円以上301,000円未満	43,000	42,000
第 9	市町村民税所得割合算額 301,000円以上	50,000	49,000

※年度の途中で満3歳（2号認定）になった場合でも、その年度中は3号認定として利用者負担額を計算します。（保育料の無償化の対象にはなりません。）

◆ 0～2歳児の利用者負担軽減について ◆

対象世帯	条件	対象となる お子さん	保育料
※ ₁ 要保護世帯 （下記に該当する方）	上記《利用者負担額 基準額表》の第5階 層以下の世帯 （年収約360万 円未満相当世帯）	第 1 子	保育標準時間の場合 6,000円 保育短時間の場合 5,000円 } に軽減
		第2子以降	全額免除
上記以外の世帯	現に育てているお 子さんが2人以上 いる世帯 ※ ₂		全額免除 第2子以降利用者負担額減免申請書 の提出が別途必要となる場合があります。

※₁ 要保護世帯について

- ・ひとり親世帯（入所児童の保護者について）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方
- ・特別児童扶養手当の対象児・国民年金の障害基礎年金等の受給者

※₂ 第1子の年齢上限について

- ・18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方。
- ・大学生等の場合、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方（就労等により扶養から外れている子は対象外）
- ・障がい者手帳等を持つ場合、20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方

9. 副食費について(3～5歳児)

**2号認定(保育枠3～5歳児クラス)のお子さんは、
「副食費」が実費徴収となります。**

副食費の額は園ごとに異なり、通常は園に直接お支払いいただきますが、

- ① **年収約360万円未満相当世帯**、または②**第3子以降のお子さん**※₁については、無償となります。※₂

2号認定(副食費)

P14 利用者負担額基準額表 階層区分	第1子 ・ 第2子 (兄・姉の年齢に 関係なく)	第3子以降	
		未就学の兄弟姉妹の中で 数えて3番目以降の場合 (国基準3子)	左記以外かつ高校生以下の兄弟姉妹 の中で数えて3番目以降の場合 (自治体基準3子)※ ₃
第1～4	免除 (上限なし)	免除 (上限なし)	免除 (上限なし)
第5 (要保護世帯)			
第5 (一般世帯) 第6～9	実費徴収	免除 (上限なし)	免除 (上限月額4,900円)

1号認定(副食費)

階層区分		第1子 ・ 第2子 (兄・姉の年齢に 関係なく)	第3子以降	
階層	定義		小学校3年生以下の 兄弟姉妹の中で数えて 3番目以降の場合 (国基準3子)	左記以外かつ高校生以下 の兄弟姉妹の中で数 えて3番目以降の場合 (自治体基準3子)※ ₃
第1	生活保護世帯	免除 (上限なし)	免除 (上限なし)	免除 (上限なし)
第2	市町村民税 非課税世帯			
第3	所得割課税額 77,100円以下			
第4	所得割課税額 211,200円以下	実費徴収	免除 (上限なし)	免除 (上限月額4,900円)
第5	所得割課税額 211,201円以上			

※₁ 第3子以降のお子さんの場合、多子として扱う兄弟姉妹の年齢の基準が2号と1号で異なります。

※₂ 園に副食費免除者の一覧を送らせていただき、該当の方は園からの徴収が免除されます。

※₃ 上のお子さんが高校生以上でも、学生(最長22歳に達した3月31日まで)の場合は、免除が受けられる場合があります。

10. 一時保育・休日保育について

●一時保育について

大山保育園（10ヶ月～）、ゆいのわ保育園（1歳3ヶ月～）、上三川保育園（1歳6ヶ月～）にて実施しています。※詳細は各保育施設に直接お問い合わせください。

●休日保育について

保育施設は、日曜日、祝日及び12月28日から1月3日まで休みとなっています。

しかし日曜日・祝日（年末年始除く）における保護者の就労等により、保育が必要な場合の保育需要に対応するため、休日保育を上三川保育園（満1歳6ヶ月～）にて、午前8時から午後6時まで実施しています。

町内にお住まいの方であれば、上三川保育園以外の認可保育施設、認定こども園に（2・3号認定を受けて）通われている方もご利用できます。

* 休日保育を利用する場合は、年度内初回のみ、**利用開始月の前月10日まで**
に子ども家庭課子育て係へ「休日保育利用資格確認申請書」及び「休日等に勤務をしていることの証明書」等の提出が必要です（その他添付書類が必要となる場合があります）。

* 申請要件として、お子さんの父母及び同じご住所にお住まいの65歳未満の祖父母全員が休日（日曜日、祝日）においても保育を必要としていることが必要となります。

* 書類は子ども家庭課子育て係または各保育施設にて配布しています。

11. 町外の保育施設を申請する保護者の方へ

以下に該当する場合は、上三川町に住民登録のある家庭でも町外の保育施設を希望することができます。申込みは上三川町役場子ども家庭課となります。

◆対象となる事由◆

町外に転出する予定がある、または里帰り出産などの理由のほか、希望保育施設の管轄する市区町村が勤務地である場合

◆申込みの前に◆

※ 希望保育施設の管轄する市区町村の保育施設利用担当課へ次の事項を必ずご確認ください。

- ① 申込み締切日
- ② 必要書類
- ③ 他市区町村からの申込み制限（勤務時間等）
- ④ 申込みする際の注意点
- ⑤ 希望する施設の空き状況

◆支給認定・利用申請受付について◆

上三川町役場子ども家庭課に必要書類をそろえて提出してください。書類は、町子ども家庭課で受付した後、希望先市区町村へ締切日までに届くように郵送しますので、必ず希望先市区町村の締切日の10日前までに申請してください。

◆必要書類◆

- ① 町内保育施設申込みに必要な書類（P 7、8参照）
 - ② 上三川町からの転出が確認できる書類（売買契約書または賃貸借契約書等）※
 - ③ 転出入に関する申立書 ※
 - ④ その他、希望する保育施設のある市区町村が必要とする書類
- ※②と③は転出予定の方のみ

◆入所選考について◆

希望する保育施設のある市区町村で選考を行います。ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できる制度が設けられています。

◆転出予定の方◆

上三川町からの申込みは、入所選考を行う市区町村への仮申込みとなりますので、利用の可否にかかわらず、**住民票の異動後に改めて転出先市区町村の保育担当課に利用申込みが必要**となります。手続きされない場合、内定が取消されることがありますのでご注意ください。

◆申請取り下げについて◆

町外の保育施設申請の必要がなくなった場合には、速やかに利用申込み取り下げ書を上三川町役場子ども家庭課に提出ください。

12. 災害時等における保育施設の 臨時休園等の判断基準について

上三川町では、予測可能な台風や集中豪雨等により被害が生じる恐れが高まった場合や大地震が発生した場合に、園児や職員の生命と安全を守るため、臨時休園等を行う場合の判断基準を定めました。

保護者の皆様におかれましては、お子様の安全を確保するため、災害時における対応にご協力をお願いします。

▼対象施設

町内認可保育施設（保育園、認定こども園、地域型保育事業所）

▼臨時休園等の判断基準

（１）台風や集中豪雨により避難情報が発令された場合

避難情報等が発令された場合は、警戒レベルに応じて下記のとおり判断します。ただし、台風の進路や勢力によっては、早めにお迎えを要請したり臨時休園等の判断を行う場合があります。

警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
時間帯	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
開園時間中	速やかなお迎えを要請	臨時休園	臨時休園
開園時間前	登園自粛要請または臨時休園※	臨時休園	臨時休園

※開園前に避難情報が解除された場合は、施設ごとに安全状況や職員の出勤状況を確認し、開園時間を遅らせて開園する場合があります。

（２）上三川町に震度５以上の地震が発生した場合

下記のとおり判断します。

開園時間中	速やかなお迎えを要請	安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えをお願いします。
開園時間前	臨時休園	施設等の点検、余震等の状況を見ながら、安全な保育体制が確保でき次第、開園します。



（１）・（２）どちらの場合についても、危険な場合は、安全な状況になってからお迎えに来て下さい。

災害の状況により、連絡が間に合わないことや通信状況が悪く連絡できないことも考えられますので、保護者様の判断でお子様の安全確保を最優先に行動を取るようお願いいたします。

警戒レベルについては次ページをご覧ください。

【参考】

警戒レベルの一覧表（内閣府 防災情報のページより）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難！〉 ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ^(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

（注）避難指示は、令和3年の災害対策基本法改正以前の避難勧告のタイミングで発令します。

## 13. 保育施設Q&A

### 利用申込みについて

#### Q 1. 現在求職中ですが、利用することができますか？

A 1. 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。また原則として、保育施設入所後90日以内に就労証明書をご提出いただけない場合は、認定が取消されるため、施設に在籍している場合であっても、その月の末日をもって利用終了（退園）となります。

#### Q 2. 保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要がありますか？

A 2. 同意書裏面「翌月以降も継続して申込みを希望する」にチェックを付けた方は、一度お申込みいただいた後、申込んだ年度の年度末まで（3月入所まで）毎月選考対象となるため、毎月の申請は不要です。※最初の申込み月のみ「施設利用保留通知書」を送付いたします。その後は、入所が決まった場合のみ通知いたします。

※保留期間中に保育の必要な事由や状況に変更が生じた、利用を希望する施設を変更したい、申請を取り下げたいなどの場合は手続きが必要になりますので、速やかに子ども家庭課までご連絡ください。

#### Q 3. 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更（転園）はできますか？

A 3. 転園を希望する場合は再度新たな申込みが必要となりますので、各月の締切日までに、P7～の必要書類を揃えて、子ども家庭課にご提出ください。転園希望者も、新規の利用希望者と同じく、入所選考会議において保育の必要性の高いお子さんから利用を承諾することになります。希望保育施設に受け入れる余裕がない場合など、ご希望にそえないことがあります。転園が決定した場合、元々在籍していた施設に新たな利用者をご案内するため、決定後の取消しはできません。

#### Q 4. 診断書に指定の書式はありますか？

A 4. 子ども家庭課作成の「主治医の意見書」という書式がありますが、「診断書」でも受付可能です。ただし、「診断書」をご提出いただく場合は、保育が困難である等、お子さんを家庭で保育することのできない事項を具体的に医師に記載していただく必要があります。

#### Q 5. 利用開始後に仕事を辞めた（就労の事由がなくなった）場合、どうなりますか？

A 5. 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用終了（退園）となります。求職活動をされる場合は、認定内容変更の手続きをしていただく必要があります。変更後は、90日以内に就職、かつ就労証明書を役場子ども家庭課にご提出ください。また、毎年行う家庭状況調査等で実際に就労していないことが判明した場合や仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡いただけなかった場合は、その時点で支給認定が取消しとなるため、退園となります。

### 保育施設利用者負担額について

#### Q 6. 利用者負担額（保育料）は利用する施設により異なりますか？

A 6. 保育施設の利用者負担額（保育料）は、各施設ともに同じ算定方法で、毎月末までに町又は園にご納付いただきます。（P 13、14参照）ただし、実費（園服や延長保育の料金等）は、利用者負担額とは別に各施設へお支払いとなります。詳細は各保育施設にお問合せください。

その他不明な点などありましたら、子ども家庭課 子育て係までお問い合わせください。